

広島市条例第 10 号

令和 7 年 3 月 28 日

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成 12 年広島市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号中

「	ア 床面積の合計が 30 平方メートル以下のときは 7,000 円、30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下のときは 13,000 円、100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のときは 19,000 円、200 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のときは 26,000 円、500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のときは 46,000 円、1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 65,000 円、2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のときは 19	を
---	--	---

0, 000円、10, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以下のときは310, 000円、50, 000平方メートルを超えるときは600, 000円

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年^{経済産業省}_{国土交通省}令第1号。以下この号、第67号、第71号及び第74号において「省令」という。）第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を申請に併せて受ける場合 次のa又はbに掲げる場合に応じて、それぞれ当該a又はbに定める額

a 一戸建ての住宅又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する住宅（以下この号から第3号までにおいて「兼用住宅」という。）に係る申請の場合 床面積の合計が30平方メートル以下のときは15, 000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは33, 000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは45, 000円、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは50, 000円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは52, 000

円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは66,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは85,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは216,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは346,000円、50,000平方メートルを超えるときは656,000円

- b 一戸建ての住宅又は兼用住宅以外の建築物に係る申請の場合 床面積の合計が30平方メートル以下のときは20,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは45,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは57,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは60,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは77,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは91,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは110,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは270,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは410,000円、50,000平方メートルを超えるとき

に

きは720,000円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 床面積の合計が30平方メートル以下のときは8,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは31,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは34,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは36,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは50,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは69,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは200,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは330,000円、50,000平方メートルを超えるときは640,000円

改め、同号イ(ア)中「(昭和25年政令第338号)」を削り、「10,000円」を「11,000円」に、「19,000円」を「20,000円」に改め、同号イ(イ)中「5,000円」を「6,000円」に改め、同表第2号中

「
ア 申請に係る建築物が建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係るものである場合にあっては、床面積の合計が30平

方メートル以下のときは10,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは12,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは16,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは22,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは38,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは53,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは120,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは200,000円、50,000平方メートルを超えるとときは400,000円

を

イ 申請に係る建築物がアに規定する以外のものである場合にあっては、床面積の合計が30平方メートル以下のときは11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは13,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは17,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは23,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは40,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは56,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは130,000円、10,000平方メートルを超え

50,000平方メートル以下のときは210,000円、
50,000平方メートルを超えるときは430,000円

ア 申請に係る建築物が建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係るものである場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に依じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 一戸建ての住宅又は兼用住宅に係る申請の場合 床面積の合計が30平方メートル以下のときは11,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは17,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは21,000円、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは29,000円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは31,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは47,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは63,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは140,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは219,000円、50,000平方メートルを超えるときは435,000円

(イ) 一戸建ての住宅又は兼用住宅以外の建築物に係る申請の場合 床面積の合計が30平方メートル以下のときは1

5, 000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは19, 000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは23, 000円、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは30, 000円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは37, 000円、500平方メートルを超え1, 000平方メートル以下のときは53, 000円、1, 000平方メートルを超え2, 000平方メートル以下のときは69, 000円、2, 000平方メートルを超え10, 000平方メートル以下のときは170, 000円、10, 000平方メートルを超え50, 000平方メートル以下のときは240, 000円、50, 000平方メートルを超えるときは460, 000円

に

イ 申請に係る建築物がアに規定する特定工程に係るものの以外のものである場合にあっては、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に
応じて、それぞれ当該(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 一戸建ての住宅又は兼用住宅に係る申請の場合 床面積の合計が30平方メートル以下のときは12, 000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは18, 000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22, 000円、200平方メートルを超え300平方メートル以下のときは30, 000円、300平方メートルを超え500平方メートル以下のときは

は 32,000 円、500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のときは 49,000 円、1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 66,000 円、2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のときは 147,000 円、10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のときは 237,000 円、50,000 平方メートルを超えるときは 467,000 円

- (イ) 一戸建ての住宅又は兼用住宅以外の建築物に係る申請の場合 床面積の合計が 30 平方メートル以下のときは 16,000 円、30 平方メートルを超え 100 平方メートル以下のときは 20,000 円、100 平方メートルを超え 200 平方メートル以下のときは 24,000 円、200 平方メートルを超え 300 平方メートル以下のときは 31,000 円、300 平方メートルを超え 500 平方メートル以下のときは 38,000 円、500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のときは 55,000 円、1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のときは 72,000 円、2,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以下のときは 180,000 円、10,000 平方メートルを超え 50,000 平方メートル以下のときは 250,000 円、50,000 平方メートルを超えるときは 470,000 円

改め、同号ウ(ア)中「21,000円」を「23,000円」に改め、同号ウ(イ)中「12,000円」を「13,000円」に改め、同表第3号中

「
中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以下のときは10,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは13,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは17,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは23,000円、500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のときは37,000円、1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは52,000円、2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のときは120,000円、10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のときは190,000円、50,000平方メートルを超えるときは390,000円
を
」

「
次のア又はイに掲げる場合に依じて、それぞれ当該ア又はイに定める額
ア 一戸建ての住宅又は兼用住宅に係る申請の場合 中間検査を行う部分の床面積の合計が30平方メートル以下のときは12,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは22,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは35,000円、200平

方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以下のときは 3 6, 0
0 0 円、3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方メートル以下
のときは 3 7, 0 0 0 円、5 0 0 平方メートルを超え 1, 0
0 0 平方メートル以下のときは 4 5, 0 0 0 円、1, 0 0 0
平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以下のときは 6
0, 0 0 0 円、2, 0 0 0 平方メートルを超え 1 0, 0 0 0
平方メートル以下のときは 1 3 5, 0 0 0 円、1 0, 0 0 0
平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メートル以下のときは
2 1 5, 0 0 0 円、5 0, 0 0 0 平方メートルを超えるとき
は 4 2 5, 0 0 0 円

に

イ 一戸建ての住宅又は兼用住宅以外の建築物に係る申請の場合
中間検査を行う部分の床面積の合計が 3 0 平方メートル
以下のときは 2 0, 0 0 0 円、3 0 平方メートルを超え 1 0
0 平方メートル以下のときは 2 7, 0 0 0 円、1 0 0 平方メ
ートルを超え 2 0 0 平方メートル以下のときは 4 0, 0 0 0
円、2 0 0 平方メートルを超え 3 0 0 平方メートル以下のと
きは 4 1, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートルを超え 5 0 0 平方
メートル以下のときは 5 3, 0 0 0 円、5 0 0 平方メートル
を超え 1, 0 0 0 平方メートル以下のときは 6 2, 0 0 0
円、1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル
以下のときは 7 7, 0 0 0 円、2, 0 0 0 平方メートルを超
え 1 0, 0 0 0 平方メートル以下のときは 2 0 0, 0 0 0
円、1 0, 0 0 0 平方メートルを超え 5 0, 0 0 0 平方メー

トル以下のときは３００，０００円、５０，０００平方メー	
トルを超えるときは５１０，０００円	

改め、同表第５号イ(ア)中「１０，０００円」を「１１，０００円」に、
「１９，０００円」を「２０，０００円」に改め、同号イ(イ)中「５，００
０円」を「６，０００円」に改め、同表第６号イ中「アに規定する」の右
に「特定工程に係るもの」を加え、同号ウ(ア)中「２１，０００円」を「２
３，０００円」に改め、同号ウ(イ)中「１２，０００円」を「１３，０００
円」に改め、同表第５７号ア中「１０，０００円」を「１１，０００円」
に、「１９，０００円」を「２０，０００円」に改め、同号イ中「５，０
００円」を「６，０００円」に改め、同表第５８号中「７，０００円」を
「８，０００円」に、「１３，０００円」を「１４，０００円」に改め、
同表第５９号ア中「１０，０００円」を「１１，０００円」に、「１９，
０００円」を「２０，０００円」に改め、同号イ中「５，０００円」を
「６，０００円」に改め、同表第６０号中「７，０００円」を「８，００
０円」に、「１３，０００円」を「１４，０００円」に改め、同表第６１
号中「２１，０００円」を「２３，０００円」に、「１２，０００円」を
「１３，０００円」に改め、同表第６２号中「１４，０００円」を「１５，
０００円」に改め、同表第６３号中「２１，０００円」を「２３，０００
円」に、「１２，０００円」を「１３，０００円」に改め、同表第６４号
中「１４，０００円」を「１５，０００円」に改め、同表第６７号ア(ア)中
「第１５条第１項」を「第１４条第１項」に改め、同号ア(ア)ｂ(ａ)中「１７，
０００円」を「１８，０００円」に、「２９，０００円」を「３０，００

0円」に、「49,000円」を「50,000円」に、「87,000円」を「89,000円」に、「138,000円」を「141,000円」に、「174,000円」を「178,000円」に、「186,000円」を「189,000円」に改め、同号ア(ア) b (b)中「29,000円」を「30,000円」に、「87,000円」を「89,000円」に、「138,000円」を「141,000円」に、「174,000円」を「178,000円」に、「218,000円」を「222,000円」に改め、同号ア(ア) b (c)中「建築物省エネ法第11条第1項」を「省令第1条第1項第1号」に改め、同号ア(ア) c 中「建築物省エネ法第11条第1項」を「省令第1条第2項」に改め、同号ア(イ) a 中「又は(b)」を「から(c)まで」に改め、同号ア(イ) a (a)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年^{経済産業省}_{国土交通省}令第1号。以下この号、第71号、第74号及び第77号において「省令」という。）」を「省令」に改め、同号ア(イ) a 中

「
 (b) (a)に掲げる場合以外の場合 37,000円
」を

「
 (b) 省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同
 号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの審査
 を受ける場合 28,000円
 (c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合 38,000円
」に

改め、同号ア(イ) b (a)中「又は(ii)」を「から(iii)まで」に改め、同号ア(イ) b (a) (i)中「51,000円」を「53,000円」に、「74,000円」を

「75,000円」に、「112,000円」を「114,000円」に、
「169,000円」を「172,000円」に、「241,000円」
を「246,000円」に、「311,000円」を「318,000円」
に、「354,000円」を「361,000円」に改め、同号ア(イ) b (a)
中

「
(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 住戸部分の戸数が1
戸のときは37,000円、1戸を超え5戸以下の
ときは75,000円、5戸を超え10戸以下のと
きは105,000円、10戸を超え25戸以下の
ときは148,000円、25戸を超え50戸以下
のときは213,000円、50戸を超え100戸
以下のときは305,000円、100戸を超え2
00戸以下のときは413,000円、200戸を
超え300戸以下のときは541,000円、30
0戸を超えるときは635,000円
を
」

「
(ii) 省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は
同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの
審査を受ける場合 住戸部分の戸数が1戸のときは
28,000円、1戸を超え5戸以下のときは5
6,000円、5戸を超え10戸以下のときは7
9,000円、10戸を超え25戸以下のときは1

1 3, 0 0 0 円、2 5 戸を超え5 0 戸以下のときは
1 6 5, 0 0 0 円、5 0 戸を超え1 0 0 戸以下のと
きは2 4 1, 0 0 0 円、1 0 0 戸を超え2 0 0 戸以
下のときは3 3 3, 0 0 0 円、2 0 0 戸を超え3 0
0 戸以下のときは4 3 4, 0 0 0 円、3 0 0 戸を超
えるときは5 0 4, 0 0 0 円

に

(Ⅲ) (i)及び(ii)に掲げる場合以外の場合 住戸部分の戸
数が1 戸のときは3 8, 0 0 0 円、1 戸を超え5 戸
以下のときは7 6, 0 0 0 円、5 戸を超え1 0 戸以
下のときは1 0 7, 0 0 0 円、1 0 戸を超え2 5 戸
以下のときは1 5 1, 0 0 0 円、2 5 戸を超え5 0
戸以下のときは2 1 7, 0 0 0 円、5 0 戸を超え1
0 0 戸以下のときは3 1 1, 0 0 0 円、1 0 0 戸を
超え2 0 0 戸以下のときは4 2 1, 0 0 0 円、2 0
0 戸を超え3 0 0 戸以下のときは5 5 2, 0 0 0
円、3 0 0 戸を超えるときは6 4 8, 0 0 0 円

」

改め、同号ア(イ) b (b)中「1 1 8, 0 0 0 円」を「1 2 1, 0 0 0 円」に、
「1 9 5, 0 0 0 円」を「1 9 9, 0 0 0 円」に、「3 0 4, 0 0 0 円」
を「3 1 0, 0 0 0 円」に、「3 9 0, 0 0 0 円」を「3 9 8, 0 0 0 円」
に、「4 6 6, 0 0 0 円」を「4 7 6, 0 0 0 円」に、「5 4 3, 0 0 0
円」を「5 5 4, 0 0 0 円」に改め、同号ア(イ) b (d)中「2 6 1, 0 0 0 円」
を「2 6 6, 0 0 0 円」に、「4 1 6, 0 0 0 円」を「4 2 5, 0 0 0 円」

に、「５９３，０００円」を「６０５，０００円」に、「７２７，０００円」を「７４２，０００円」に、「８５７，０００円」を「８７４，０００円」に、「９７８，０００円」を「９９８，０００円」に改め、同号ア(イ) c (a)中「又は(ii)」を「から(iii)まで」に、

(ii) (i)に掲げる場合以外の場合 住戸部分の戸数に応じて、b (a)(ii)に規定する額	を
---	---

(ii) 省令第１０条第２号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住戸部分の戸数に応じて、b (a)(ii)に規定する額	に
(iii) (i)及び(ii)に掲げる場合以外の場合 住戸部分の戸数に応じて、b (a)(iii)に規定する額	に

改め、同表第７１号中「第１２条第１項」を「第１１条第１項又は第１２条第２項」に改め、同号ア中

(ア) 省令第１条第１項第１号の基準に適合するかどうかの審査（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定を含む。以下この号及び第７７号において同じ。）を受ける場合（(イ)に掲げる場合を除く。） 次の a 及び b に掲げる部分に応じて、それぞれ当該 a 及び b に定める額を合計した額	
--	--

a 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものの用に供する部分をいう。以下この号において同じ。） 工場部分の床面積（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この号において同じ。）の合計が300平方メートル未満のときは24,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは33,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは45,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは108,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは160,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは197,000円、25,000平方メートル以上のときは244,000円

b 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分
工場部分を除く部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは241,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは302,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メ

を

一トル未満のときは390,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは557,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは686,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは810,000円、25,000平方メートル以上のときは925,000円

(イ) 省令第1条第1項第1号ロの基準に適合するかどうかの審査（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定において当該基準を用いて判断する場合を含む。以下この号及び第77号において同じ。）を受ける場合 次のa及びbに掲げる部分に応じて、それぞれ当該a及びbに定める額を合計した額

a 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは20,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは28,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは40,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは101,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは152,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは189,000

円、25,000平方メートル以上のときは234,000円

- b 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分
工場部分を除く部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは92,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは117,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは155,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは250,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは327,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは393,000円、25,000平方メートル以上のときは461,000円

- (7) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び第74号において同じ。）に係る申請の場合 次のaからcまでに掲げる場合に依じて、それぞれ当該aからcまでに定める額

- a 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 床面積の合計が200平方メートル未満のときは19,000円、200平方メ

一トル以上のときは 21,000 円

b 省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準、同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準、省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 床面積の合計が200平方メートル未満のときは 28,000 円、200平方メートル以上のときは 31,000 円

c a 及び b に掲げる場合以外の場合 床面積の合計が200平方メートル未満のときは 38,000 円、200平方メートル以上のときは 42,000 円

(イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請の場合 次の a 及び b に掲げる部分に応じて、それぞれ当該 a 及び b に定める額を合計した額

a 1 棟の建築物の住宅部分 次の(a)から(c)までに掲げる場合に応じて、それぞれ当該(a)から(c)までに定める額

(a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分の床面積(省令第4条第3項の設計一次エネルギー消費量を同項第2号に定める方法により算出した数値とする場合又は省令第13条第3項の誘導設計一次エネルギー消費量を同項第2号に定める方法により算出した数値とする場合にあっては、住宅部分から共用部分を除いた

部分の床面積。以下この号において同じ。)の合計が
300平方メートル未満のときは36,000円、3
00平方メートル以上2,000平方メートル未満の
ときは63,000円、2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のときは114,000
円、5,000平方メートル以上のときは172,0
00円

(b) 省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準、
同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準、省令第10条第2号イ
(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基
準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分
の床面積の合計が300平方メートル未満のときは5
6,000円、300平方メートル以上2,000平
方メートル未満のときは95,000円、2,000
平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき
は165,000円、5,000平方メートル以上の
ときは241,000円

(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合 住宅部分の床面
積の合計が300平方メートル未満のときは76,0
00円、300平方メートル以上2,000平方メー
トル未満のときは127,000円、2,000平方
メートル以上5,000平方メートル未満のときは2
17,000円、5,000平方メートル以上のとき

は 3 1 1, 0 0 0 円

b 1 棟の建築物の非住宅部分 次の(a)又は(b)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(a)又は(b)に定める額

(a) 省令第 1 条第 1 項第 1 号の基準に適合するかどうかの審査（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定を含む。以下この号において同じ。）を受ける場合（(b)に掲げる場合を除く。） 次の(i)及び(ii)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(i)及び(ii)に定める額を合計した額

(i) 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分（工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものの用に供する部分という。以下この号において同じ。） 工場部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のときは 2 5, 0 0 0 円、3 0 0 平方メートル以上 1, 0 0 0 平方メートル未満のときは 3 4, 0 0 0 円、1, 0 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のときは 4 7, 0 0 0 円、2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のときは 1 1 3, 0 0 0 円、5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のときは 1 6 7, 0 0 0 円、1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メー

に

トル未満のときは206,000円、25,000
平方メートル以上のときは255,000円

- (ii) 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く
部分 工場部分を除く部分の床面積の合計が300
平方メートル未満のときは252,000円、30
0平方メートル以上1,000平方メートル未満の
ときは315,000円、1,000平方メートル
以上2,000平方メートル未満のときは407,
000円、2,000平方メートル以上5,000
平方メートル未満のときは581,000円、5,
000平方メートル以上10,000平方メートル
未満のときは716,000円、10,000平方
メートル以上25,000平方メートル未満のとき
は846,000円、25,000平方メートル以
上のときは965,000円

- (b) 省令第1条第1項第1号ロの基準に適合するかどうかの審査（同号ただし書に規定する国土交通大臣が認める方法による判定において当該基準を用いて判断する場合を含む。以下この号において同じ。）を受ける場合 次の(i)及び(ii)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(i)及び(ii)に定める額を合計した額

- (i) 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場
部分の床面積の合計が300平方メートル未満のと

きは21,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは29,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは41,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは105,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは158,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは197,000円、25,000平方メートル以上のときは244,000円

- (ii) 1棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは96,000円、300平方メートル以上1,000平方メートル未満のときは122,000円、1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは161,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは261,000円、5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のときは341,000円、10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のときは410,000円、25,000平方メートル以上

のときは 4 8 1 , 0 0 0 円

改め、同号イ中

(ア) 省令第 1 条第 1 項第 1 号の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（(イ)に掲げる場合を除く。） 次の a 及び b に掲げる部分に応じて、それぞれ当該 a 及び b に定める額を合計した額

a 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計に応じて、ア(ア) a に規定する額

b 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計に応じて、ア(ア) b に規定する額

を

(イ) 省令第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 次の a 及び b に掲げる部分に応じて、それぞれ当該 a 及び b に定める額を合計した額

a 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計に応じて、ア(イ) a に規定する額

b 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計に応じて、ア(イ) b に規定する額

(ア) 一戸建ての住宅に係る申請の場合 次の a から c までに掲げる場合に応じて、それぞれ当該 a から c までに定める

額

- a 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 床面積の合計に応じて、ア(ア) a に規定する額
 - b 省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準、同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準、省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 床面積の合計に応じて、ア(ア) b に規定する額
 - c a 及び b に掲げる場合以外の場合 床面積の合計に応じて、ア(ア) c に規定する額
- (イ) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る申請の場合 次の a 及び b に掲げる部分に応じて、それぞれ当該 a 及び b に定める額を合計した額
- a 1 棟の建築物の住宅部分 次の(a)から(c)までに掲げる場合に応じて、それぞれ当該(a)から(c)までに定める額
 - (a) 省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準又は省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分の床面積の合計に応じて、ア(イ) a (a)に規定する額
 - (b) 省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準、同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準、省令第10条第2号イ

に

(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分の床面積の合計に応じて、ア(イ) a (b)に規定する額

(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合 住宅部分の床面積の合計に応じて、ア(イ) a (c)に規定する額

b 1 棟の建築物の非住宅部分 次の(a)又は(b)に掲げる場合に応じて、それぞれ当該(a)又は(b)に定める額

(a) 省令第1条第1項第1号の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 (b)に掲げる場合を除く。) 次の(i)及び(ii)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(i)及び(ii)に定める額を合計した額

(i) 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計に応じて、ア(イ) b (a)(i)に規定する額

(ii) 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く部分 工場部分を除く部分の床面積の合計に応じて、ア(イ) b (a)(ii)に規定する額

(b) 省令第1条第1項第1号ロの基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 次の(i)及び(ii)に掲げる部分に応じて、それぞれ当該(i)及び(ii)に定める額を合計した額

(i) 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分 工場部分の床面積の合計に応じて、ア(イ) b (b)(i)に規定す

	る額	
	(ii) 1 棟の建築物の非住宅部分のうち工場部分を除く 部分 工場部分を除く部分の床面積の合計に応じ て、ア(イ) b (b)(ii)に規定する額	」

改め、同表第 7 2 号中「第 1 2 条第 2 項」を「第 1 1 条第 2 項又は第 1 2 条 3 項」に改め、同表第 7 3 号中「第 1 1 条」を「第 1 3 条」に改め、同表第 7 4 号中「第 3 4 条第 1 項」を「第 2 9 条第 1 項」に改め、同号ア(ア)中「第 1 5 条第 1 項」を「第 1 4 条第 1 項」に、「第 3 5 条第 1 項各号」を「第 3 0 条第 1 項各号」に、「第 3 5 条第 1 項の」を「第 3 0 条第 1 項の」に改め、同号ア(ア) a 中「(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この号及び第 7 7 号において同じ。)」を削り、同号ア(ア) b 中「及び第 7 7 号」を削り、同号ア(ア) b (a)中「2 1, 0 0 0 円」を「2 2, 0 0 0 円」に、「4 8, 0 0 0 円」を「5 0, 0 0 0 円」に、「8 5, 0 0 0 円」を「8 9, 0 0 0 円」に改め、同号ア(ア) b (b)中「1 7, 0 0 0 円」を「1 8, 0 0 0 円」に、「2 8, 0 0 0 円」を「3 0, 0 0 0 円」に、「8 5, 0 0 0 円」を「8 9, 0 0 0 円」に、「1 3 5, 0 0 0 円」を「1 4 1, 0 0 0 円」に、「1 7 0, 0 0 0 円」を「1 7 8, 0 0 0 円」に、「2 1 3, 0 0 0 円」を「2 2 2, 0 0 0 円」に改め、同号ア(イ) a 中「又は(b)」を「から(c)まで」に改め、同号ア(イ) a (a)中「1 8, 0 0 0 円」を「1 9, 0 0 0 円」に、「2 0, 0 0 0 円」を「2 1, 0 0 0 円」に改め、同号ア(イ) a 中

「	(b) (a)に掲げる場合以外の場合 床面積の合計が 2 0 0	」
---	----------------------------------	---

平方メートル未満のときは 36,000 円、200 平方メートル以上のときは 40,000 円」を

「
(b) 省令第 10 条第 2 号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 床面積の合計が 200 平方メートル未満のときは 28,000 円、200 平方メートル以上のときは 31,000 円
(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合 床面積の合計が 200 平方メートル未満のときは 38,000 円、200 平方メートル以上のときは 42,000 円」に

改め、同号ア(イ) b (a)中「又は(ⅱ)」を「から(ⅲ)まで」に改め、同号ア(イ) b (a) (i)中「35,000 円」を「36,000 円」に、「60,000 円」を「63,000 円」に、「109,000 円」を「114,000 円」に、「165,000 円」を「172,000 円」に改め、同号ア(イ) b (a)中

「
(ⅱ) (i)に掲げる場合以外の場合 住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のときは 73,000 円、300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のときは 122,000 円、2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 208,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 298,000 円」を

「	(ii) 省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは56,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは95,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは165,000円、5,000平方メートル以上のときは241,000円 (iii) (i)及び(ii)に掲げる場合以外の場合 住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のときは76,000円、300平方メートル以上2,000平方メートル未満のときは127,000円、2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のときは217,000円、5,000平方メートル以上のときは311,000円	に
---	--	---

改め、同号ア(イ) b (b)(i)中「241,000円」を「252,000円」に、「302,000円」を「315,000円」に、「390,000円」を「407,000円」に、「557,000円」を「581,000円」に、「686,000円」を「716,000円」に、「810,000円」を「846,000円」に、「925,000円」を「965,000円」に、

０円」に改め、同号ア(イ) b (b)(ii)中「９２，０００円」を「９６，０００円」に、「１１７，０００円」を「１２２，０００円」に、「１５５，０００円」を「１６１，０００円」に、「２５０，０００円」を「２６１，０００円」に、「３２７，０００円」を「３４１，０００円」に、「３９３，０００円」を「４１０，０００円」に、「４６１，０００円」を「４８１，０００円」に改め、同号ア(イ) c 中「又は(b)」を「から(c)まで」に、

(b) (a)に掲げる場合以外の場合 住宅部分の床面積の合計に応じて b (a)(ii)に規定する額	を
--	---

(b) 省令第１０条第２号イ(1)及び同号ロ(2)の基準又は同号イ(2)及び同号ロ(1)の基準に適合するかどうかの審査を受ける場合 住宅部分の床面積の合計に応じて b (a)(ii)に規定する額	に
(c) (a)及び(b)に掲げる場合以外の場合 住宅部分の床面積の合計に応じて b (a)(iii)に規定する額	に

改め、同号ア(ウ)中「第３４条第３項各号」を「第２９条第３項各号」に改め、同号ア(ウ) a 中「第３５条第１項」を「第３０条第１項」に改め、同号イ中「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同号イ(イ)中「第３５条第５項」を「第３０条第５項」に改め、同表第７５号中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同号イ中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同表第７６号中「第２９条」を「第２８条」に改め、同表中第７７号を削り、

第 7 8 号を第 7 7 号とし、第 7 9 号を第 7 8 号とし、第 8 0 号を第 7 9 号とし、同表第 8 1 号ア中「第 7 9 号ア(ア)」を「第 7 8 号ア(ア)」に改め、同号イ中「第 7 9 号ア(イ) b」を「第 7 8 号ア(イ) b」に改め、同号を同表第 8 0 号とし、同表中第 8 2 号を第 8 1 号とし、第 8 3 号から第 8 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表第 8 6 号ア中「第 8 4 号ア」を「第 8 3 号ア」に改め、同号イ中「第 8 4 号イ(ア)」を「第 8 3 号イ(ア)」に改め、同号を同表第 8 5 号とし、同表中第 8 7 号を第 8 6 号とし、第 8 8 号から第 9 7 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表第 9 8 号中「第 1 0 0 号」を「第 9 9 号」に改め、同号を同表第 9 7 号とし、同表第 9 9 号中「第 9 7 号」を「第 9 6 号」に改め、同号を同表第 9 8 号とし、同表第 1 0 0 号中「第 9 7 号」を「第 9 6 号」に改め、同号を同表第 9 9 号とし、同表中第 1 0 1 号を第 1 0 0 号とし、第 1 0 2 号から第 1 1 1 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表備考の 5 中「第 3 5 条第 5 項」を「第 3 0 条第 5 項」に改め、同表備考の 6 中「第 7 9 号ウ又は第 8 0 号ウ」を「第 7 8 号ウ又は第 7 9 号ウ」に改め、同表備考の 7 中「第 7 9 号イ(イ)、第 8 0 号ア」を「第 7 8 号イ(イ)、第 7 9 号ア」に、「第 8 2 号」を「第 8 1 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。